

（２）歴史的町並み保存事業

名古屋市では、「名古屋市町並み保存要綱（昭和 58 年制定）」に基づき、「有松」、「白壁・主税・槿木」、「四間道」、「中小田井」の４地区を町並み保存地区に指定し、市内に残る優れた歴史的景観を後世に伝えるために、地域の人々の理解と協力を得て、町並みを保存しつつ、良好な住環境の整備を図ることにより、地区の特性を活かしたまちづくりを行っている。

保存地区内では、町並みの特性を維持している古い建造物（建物・門・塀など）を「伝統的建造物」として指定し、各地区に、伝統的建造物を対象とした「修理基準」と、伝統的建造物以外の建造物を対象とした「修景基準」を定めている。

修理基準では、建造物の修理を行う際には伝統的な建造物の様式にならって復原・修理することなどを定め、修景基準では、建築行為等を行う際には周囲の町並みに調和するように配慮することなどを定めているが、保存地区内において、建築物や工作物の新築、増改築、除却等を行う場合は、事前に届出をするよう要請している。



町並み保存地区と重点区域の位置

ア 白壁・主税・檀木地区 約14.3ヘクタール



●伝統的建造物の修理基準

伝統的建造物については、それぞれ、固有の形式に従い、その復元・保存修理を行うものとする。

《保存地区内の伝統的建造物の例》



文化のみち樟木館



旧豊田佐助邸



旧豊田家（門・塀）

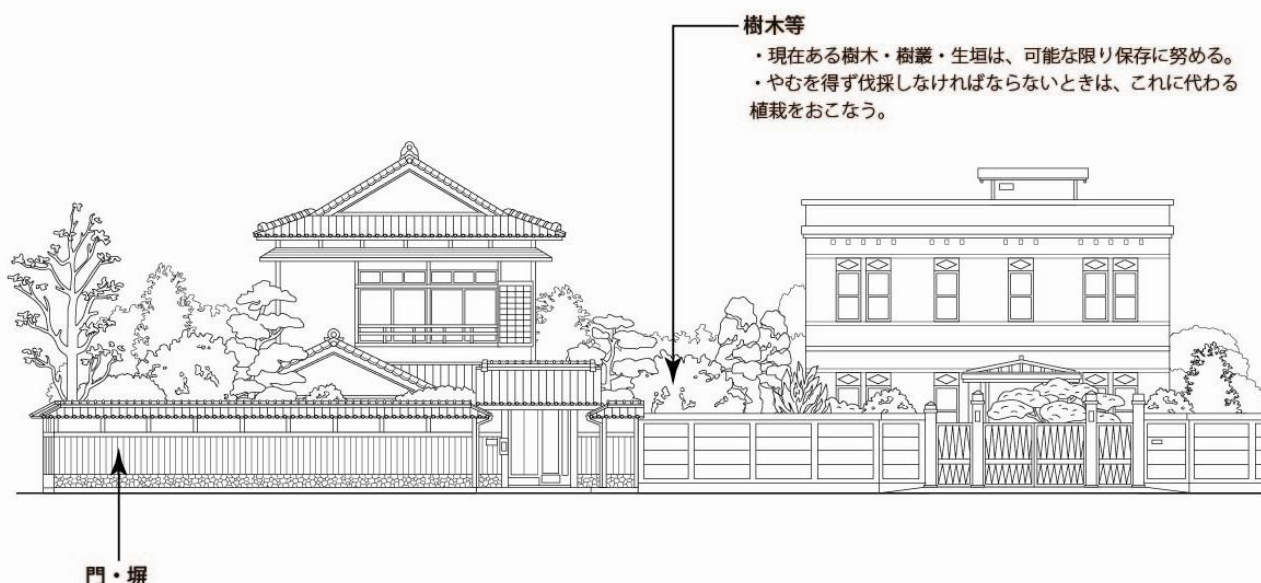


旧春田鉄次郎邸（門・塀）

●伝統的建造物以外の建造物等の修景基準

建物

高さ・階数	・原則として、2階以下とする。やむをえない場合は、町並みとの調和に十分配慮する。
位置	・現在、壁面線が3m以上後退している建物は、可能な限りこれを維持する。 ・現在、壁面線が後退していない建物は、その改築時には、原則として、3～5m程度、建物主屋の壁面線を後退させる。
塀の設置	・道路境界には、原則として、塀を設置して、建物との間には、道路から見えるような植栽を行う。 ・塀の替りに生垣を設置する場合には、敷地が見えない程度のものとする。
デザイン	・建物の外観・色彩は、町並みに調和するよう十分配慮し、可能な限り伝統的建造物にならう。



樹木等

- ・現在ある樹木・樹叢・生垣は、可能な限り保存に努める。
- ・やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽をおこなう。

門・塀

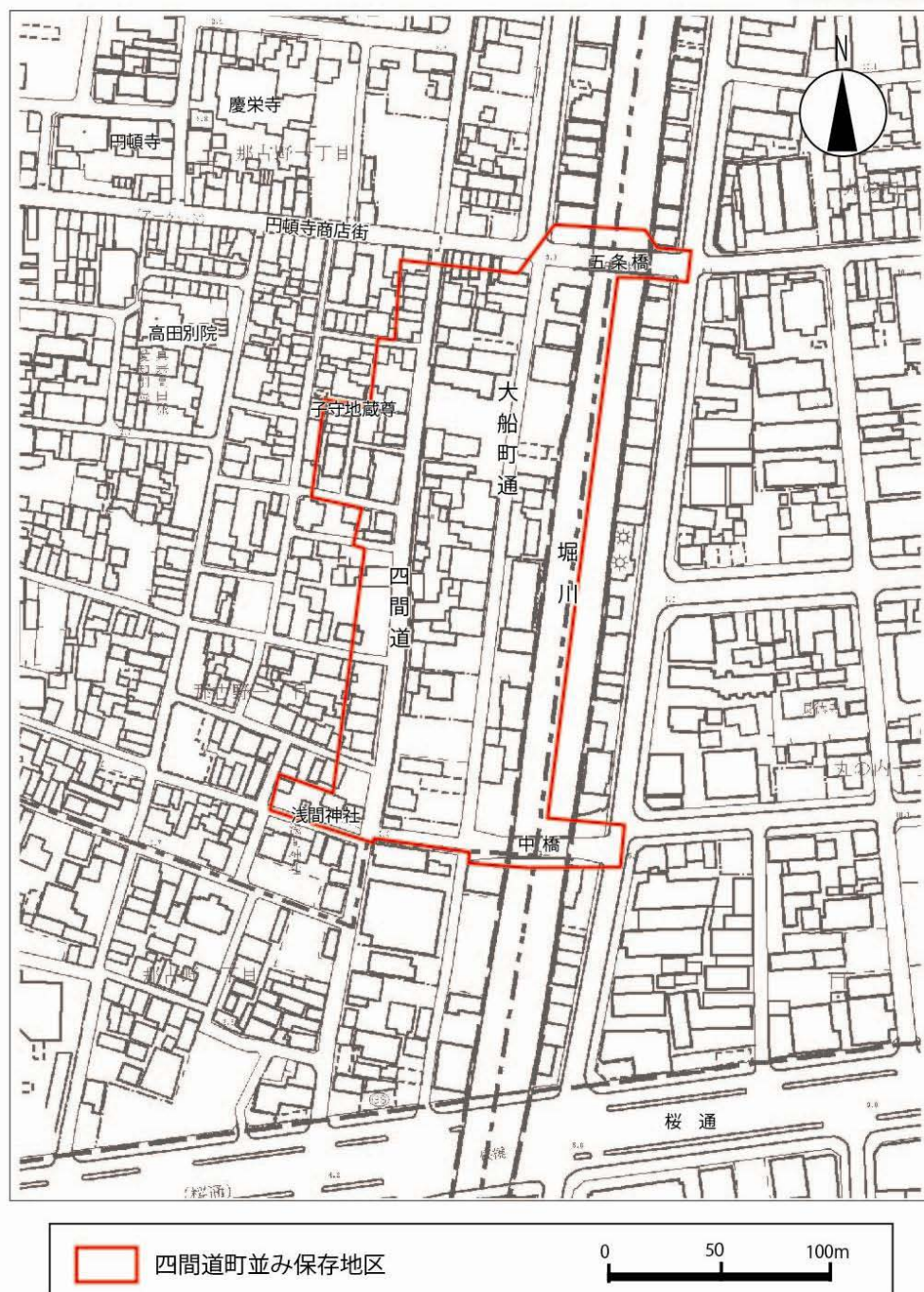
デザイン	・門・塀は、和風の形式にし、保存地区内にある伝統的建造物にならう。 ・ブロックやフェンスの使用は避ける。
屋根	・可能な限り、瓦又は銅板葺の屋根を設ける。
基礎	・石積みや石貼り等、町並みに調和したものとする。 ・ブロックやモルタル塗りの使用は避ける。
塀の壁・腰	・小壁は、しっくい塗り又はこれに類したものにし、腰は豎羽目板貼り又は下見板貼りにする。又は全体を板貼りにしてもよい。
門扉	・黒又は濃い茶の色調にし、可能な限り木製にする。

その他

建築設備	・ダクト・煙突、テレビアンテナ、配管類、メーター類等の建築設備は、道路から見えないようにする。(防災設備は除く)
屋外付属物	・自家用広告以外の営業用広告は、原則として設置しない。 ・広告物は、デザイン・色彩・大きさ等、町並みに調和したものとする。 ・その他周囲の景観にふさわしくない屋外付属物は、町並みに調和したものにする。
車庫	・建物は、伝統的建造物のデザインを応用する。 ・出入口の扉は、黒又は濃い茶色にし、可能な限り木製にする。 ・やむをえず金属製シャッターを使用する場合は、表面を黒又は濃い茶色にする。 ・シャッターケースは、道路から見えないようにする。
駐車場・未利用地	・道路に直接面して駐車場は設けないようにする。やむをえず設ける場合は道路との間に、塀又は生垣を設ける。(道路から見える大規模な空地や、既存の駐車場についても同様とする。)
土留め	・道路に面した土留め等は、石積み、石貼り等にするか、又は植栽で表面をおおう。
土地の形質の変更	・大規模な土地の形質の変更を行わないようにする。

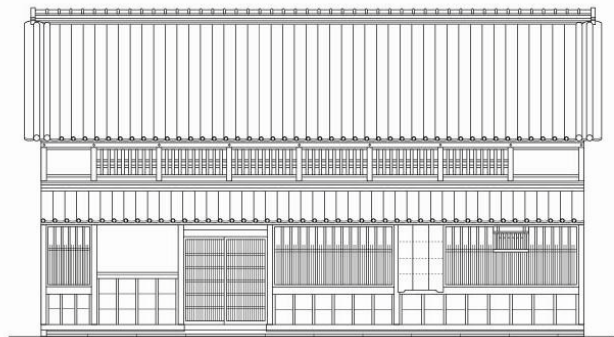
イ 四間道地区 約2.8ヘクタール

四間道地区は、慶長15年（1610）に始まった清須越しにともなってつくられた商人町で、堀川の水運を利用して隆盛を誇った清須越し商人の栄華の跡である土蔵群と町家が城下町の面影を残している。



●伝統的建造物の修理基準

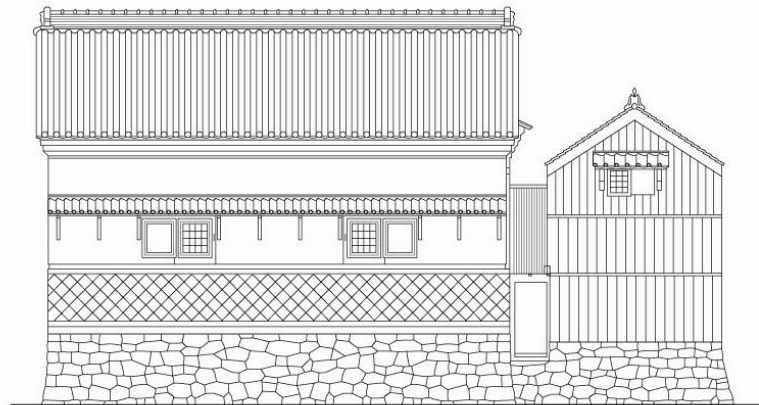
主屋



構造		・木造真壁造り
階数		・中2階建、2階建
屋根	形式	・切妻平入り
	勾配	・周囲の建物に合わせる。
	材料	・いぶし日本瓦葺
庇	軒裏	・野地板・桤あらわし、塗籠も可
	形式	・半間の差し掛けを設け、瓦葺とする。
2階壁面	庇裏	・野地板・桤あらわし、塗籠も可
	壁	・真壁、塗籠も可
	窓	・木製の格子 ・木製建具又は濃い茶色のサッシとする。

1階壁面	壁	・真壁
	腰	・原則として下見板貼り、堅羽目板貼りとする。なまこ壁も可
	窓	・木製建具又は濃い茶色のサッシとし、原則として木製格子をつける。
その他	出入口	・原則として木製格子戸とする。
	樋	・黒もしくは濃い茶色のもの又は銅製とする。
	木部	・外部の新設の木部は原則として古色仕上げとする。
	広告物	・伝統的建造物にふさわしいものとする。
	設備機器	・通路等から通常望見できる部分に露出しないようにする。
	他	・その他各部、伝統的建造物にふさわしい意匠・形態にする。

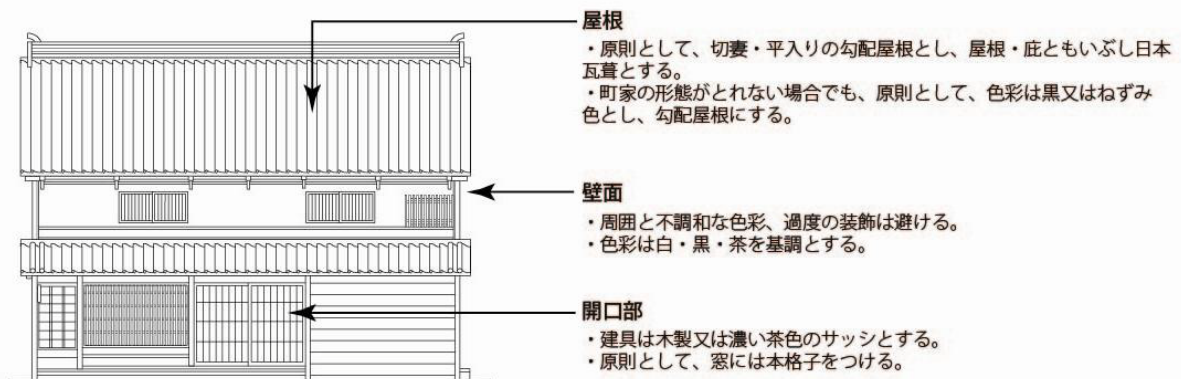
土蔵



構造		・土蔵造り
屋根	形式	・切妻平入り又は妻入り
	材料	・いぶし日本瓦葺
壁面	壁	・白しっくい、黒しっくい、板貼り
	腰	・板貼り、なまこ壁
	基礎	・石積み又は石貼り
	開口部	・瓦葺の庇付とする。

●伝統的建造物以外の建造物等の修景基準

基本方針	・現在の低層の居住環境の保全と大船町通、四間道通に代表される近世城下町の町割を可能な限り保全する。 ・外観は特に歴史的景観との調和に留意する。 ・原則として、建物外観は、前面に庇のついた伝統的な町家の様式にする。 ・四間道東側については、可能な限り、土蔵造りの様式にする。
建物の位置	・可能な限り、現在の町並みの壁面線にそろえる。
敷地面積	・現在の敷地の形状を原則として維持する。
高さ・階数	・歴史的景観との調和がはかれるように配慮し、原則として2階建て以下とする。



建築設備	・ダクト・煙突・テレビアンテナ・配管類・メーター類等の建築設備は道路等から見えないように配慮する。(防災設備は除く)
塀・柵	・ブロック塀・コンクリート塀・フェンス等、不調和な塀・柵を避け、伝統的な形式にならった和風の屋根付のものとする。
擁壁・石垣	・原則として擁壁が生じるような地形の変更は行わない。(やむを得ず設ける場合は、石積み・石貼り又は植栽で表面をおおうこととする。) ・四間道の石垣の連続性を保つ。
広告物等	・デザイン・色彩・大きさ等は、町並みの景観に調和したものとする。 ・2階の軒より低くし、建物より前には設置しない。 ・屋上の広告塔・窓面利用の広告・ネオンサイン類・テント類等はいずれも原則として設置しない。
駐車場	・道路に直接面して駐車場を設けないようにする。(やむを得ず設ける場合は、街路景観の連続性や周辺の景観に調和するように修景を行う。)
車庫	・建物は伝統的建造物のデザインを応用する。 ・出入口は、可能な限り、木製の板戸・格子戸又は木製折りたたみ戸とする。(やむを得ず金属製シャッターを使用する場合は、表面を黒又は濃い茶色とする。シャッターケースは、道路等から見えないようにする。)
土地の形質の変更	・大規模な土地の形質の変更は行わないようにする。
樹木の伐採・植栽	・地区を特色づけている樹木・生垣等については伐採しない。 (やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽をおこなう。)
未利用地	・道路等から見える大規模な未利用地については、周囲に伝統的な塀を設けて、景観との調和をはかる。